



致外国人劳动者

宫城劳动局有中文咨询业务

外国人労働者の皆様へ

宮城労働局では、中国語を話す相談員が相談に応じています

例如 ... 有没有类似以下的情况

例えば...次のようなことはありませんか。

作为劳动者被录用后没有收到有关工资以及劳动时间等劳动条件的书面通知，或者书面所通知的劳动条件与实际的劳动条件不符。

労働者として採用されたとき、賃金や労働時間等の労働条件が書面で通知されなかった。また、書面で通知された労働条件が、実際の労働条件と異なっていた。

公司不支付工资。

賃金が支払われなかった。

在日工作时间超过 8 小时、周工作时间超过 40 小时的时候，对超时工作的部分未支付加班费。（应该按照正常劳动时间的工资增加 25% 以上的补贴率计算而支付工资）

1日に8時間、1週間に40時間を超えて働いているが、この時間に対する割増賃金（通常の労働時間の賃金の2割5分以上率で計算した賃金）が支払われていない。

突然被解雇，且未领到解雇预告补贴。

即時解雇され、解雇予告手当が支払われていない。

从寄宿宿舍外出时，必须要得到雇用者的同意，没有人身自由。

寄宿舎から外出する際、使用者の承認を得なければならず、不自由している。

电话咨询时 電話による相談は、

请拨打电话：**022 - 299 - 8838**

(9:30 ~ 17:00)

来厅咨询时请务必事先打电话联系。

来庁の場合は、事前に電話をください。

每周的咨询日：周一、周二、周四

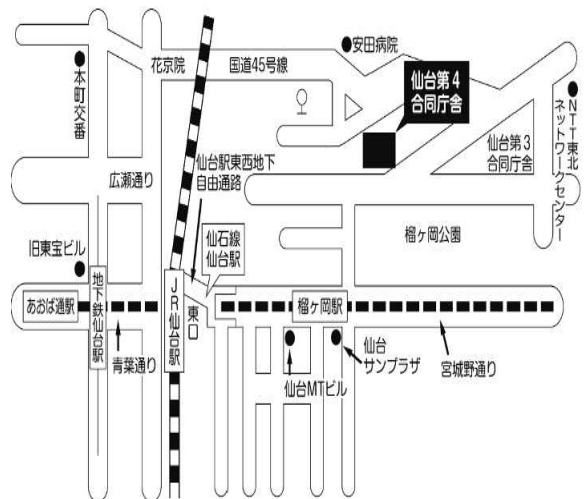
相談に対応できる曜日：月曜、火曜、木曜

〒983 - 8585

仙台市宮城野区鉄砲町 1
仙台第 4 合同庁舎 8 楼

宮城劳动局 劳动基准部 監督課

仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第四合同庁舎 8 階
宮城労働局 労働基準部 監督課



宮城劳动局

宮城労働局

请确认一下劳动条件
確かめよう労働条件

面向外国人劳动者 提供有关劳动条件的电话咨询服务

外国人労働者向け労働条件相談ダイヤルのご案内

厚生劳动省开设了「外国人劳动者咨询服务专线」，为使用中文的外国人劳动者提供与劳动条件等问题相关的咨询服务。

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、中国語について、外国人労働者の方からの労働条件に関する問題について、相談に応じています。

中文服务的电话号码

中国語の電話番号



0570-001702

电话咨询日（咨询时间）

相談ダイヤルの開設曜日（開設時間）

周一～周五（10:00～15:00）（12:00～13:00 除外）

月曜～金曜（10時～15時）（12時～13時は除く。）

厚生劳动省委托的「劳动条件咨询服务热线」是在劳动局及劳动基准监督署闭厅之后以及周六・周日・节假日为使用中文的外国人劳动者提供有关劳动条件等问题的咨询服务。

厚生労働省が委託している「労働条件相談ほっとライン」では、労働局及び労働基準監督署の閉庁後又は土日・祝日に、中国語について、外国人労働者の方からの労働条件に関する問題について、相談に応じています。

中文服务的电话号码

中国語の電話番号



0120-150-520

热线咨询日（咨询时间）

ほっとラインの開設曜日（開設時間）

周一～周五（17:00～22:00）周六・周日及节假日（9:00～21:00）

月曜～金曜（17時～22時）土日・祝日（9時～21時）